

○女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律の特定事業主等を定める規則

〔平成28年3月28日〕
規則第6号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表に掲げるものとし、それぞれ同表に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

地方公共団体の長	管理者が任命する職員
地方公共団体の議会の議長	議長が任命する職員
地方公共団体の代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
市町村の消防長	消防長が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。